

家庭ごみの分け方・出し方が変わります 令和5年1月から 有料指定ごみ袋方式を導入

生活様式の多様化などにより、家庭ごみの排出量は増加傾向にあります。

市は、さらなるごみの減量化を進めるため、令和5年1月から、次のとおり有料指定ごみ袋方式を導入します。同方式は、県内のほとんどの自治体が導入しています。この取り組みにより、ごみの排出量約8%の削減を見込んでいます。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、市HPをご覧ください
ただ、クリーンセンター
(☎89-4124) へ。



市HP

▶ 変更対象となるごみ **もえるごみ** **もえないごみ**

有害ごみ、ビン・カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装【ボトル・カップ・トレイ(パック)類】、大型ごみ(有料)の収集方法は、変更ありません

▶ ごみの分け方・出し方の変更点

変更前	変更後
もえるごみ 袋に入れて無料可燃ごみ処理券(シール)を貼って出す 剪定木は紙など巻いて縛る	指定ごみ袋に入れて出す (大:10kgまで) (小:6kgまで) ※令和4年度の無料可燃ごみ処理券は、令和5年3月まで使用できます。 ※乳児用無料可燃ごみ処理券は、引き続き使用できます。
もえないごみ 袋に入れずゴミステーションにそのまま出す ガラス、陶磁器類 刃物類 金属類 小型家電製品 1辺30cmを超えるプラスチック類 発火性もえないごみ ライター スプレー缶 モバイルバッテリーなど 穴を開ける	もえないごみ 指定ごみ袋に入れて出す (大:10kgまで、小:6kgまで) 刃の部分を切れないようにする かさは例外として柄の部分が出ていても、指定ごみ袋で捨てるが可能です。 大型ごみ(有料) ごみ袋に入らないサイズの家電製品、プラスチック製品等は 大型ごみの取扱いになります。 発火性もえないごみ(無料) 袋に入れずに青いケースに入れる 穴を開ける

▶ 指定ごみ袋の種類と価格 (1セット10枚入りで販売予定)

- もえるごみ (大) 45ℓ相当 1枚あたり 50円
 - もえるごみ (小) 25ℓ相当 1枚あたり 30円
 - もえないごみ (大) 45ℓ相当 1枚あたり 50円
 - もえないごみ (小) 25ℓ相当※ 1枚あたり 30円
- ※もえないごみ (小) の作成は検討中です

▶ 指定ごみ袋の取扱所

指定ごみ袋は、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、ドラッグストア、農協などの取扱所、市役所売店、各地域事務所、市民サービスセンターなどで販売します。

なお、取扱所については、現在募集中です。

▶ 「もえないごみ」の計画的な排出にご協力を

有料化前の駆け込みにより、年末に「もえないごみ」の排出が集中し、処理に支障をきたすことが予想されますので、毎月1回の収集日に計画的に出していただくようご協力をお願いします。

▶ 配付済みの無料可燃ごみ処理券などの取り扱い

令和4年度用の無料可燃ごみ処理券は、令和5年3月31日まで使用できます。

また、乳児用無料可燃ごみ処理券は、令和5年1月以降も引き続き使用できます。



▶ 家庭に残っている有料可燃ごみ処理券の取り扱い

有料可燃ごみ処理券(150円)は、令和5年1月以降も引き続き使用できますが、処理券1枚当たり、もえるごみ用の指定ごみ袋「大3枚」または「小5枚」と交換できるよう検討しています。

なお、事業系もえるごみを自治会などの承諾を得て、ごみステーションに出している場合は、令和5年1月以降も引き続き、有料可燃ごみ処理券(150円)を貼って出してください。

▶ 説明会・出前講座を開催しています

ごみの分け方・出し方の変更を市民の皆さんにご理解いただけるよう、自治会や団体を対象に説明会や出前講座を開催しています。